

令和 4 年度 第 6 回

愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和 4 年 9 月 26 日(月) 午後 4 時 00 分～午後 5 時 00 分						
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室						
出席委員 <u>11 名</u>	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別	
	1	和喜田 重則	欠	8	欠番	—	
	2	孝野 覚也	欠	9	河野 仁	出	
	3	西本 繁夫	出	10	尾崎 春夫	出	
	欠席委員 <u>2 名</u>	4	中川 里美	出	11	田中 定嘉	出
		5	西口 孝	出	12	山田 聡	出
		6	太田 憲男	出	13	谷口 八千代	出
7		山口 深	出	14	浜田 暁	出	
議事録署名人	6	太田 憲男		7	山口 深		
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 1 名 事務局職員 2 名	職名	氏名		職名	氏名		
	推進委員	中西 一夫					
	事務局長	吉村 克己		課長補佐	尾川 勝彦		
会議の内容	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について 議案第 3 号 農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)						

令和4年度第6回愛南町定例農業委員会次第

事務局	只今から令和4年度愛南町農業委員会第6回定例総会を開会致します。
議長(会長)	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	それでは、これより本日の会議を開きます。 出席委員は13名中11名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。 まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に6番、太田 憲男委員と7番、山口 深委員を指名致します。 それでは、日程第三、議案審議に入ります。 まず、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願いいたします。 受付番号10番、中川の11筆、地目・面積は田・6,749㎡、畑・988㎡で3条有償移転でございます。経営面積は27.3aでございます。 以上1件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第3条第2項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんより報告を受けたいと思います。10番お願い致します。
委員	申請地のうち、面積の広い3筆は、耕作しています。残りは、耕作放棄地の状態です。栗が植わっている筆もあります。譲渡人は一人なので、農地の管理ができない状態です。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意

	見、ご質疑ありましたらお願い致します。
事務局	補足です。耕作放棄地ということですが、1筆は、荒廃農地となっておりますが、ほかは、草が生えているが復旧できる見込みだという判断となっております。
委員	譲受人は、自分は耕作できる？
事務局	事務局から書士さんに確認もした。今後、太陽光ということも考えられるが、広い筆については農振もあります。だから、太陽光は難しい。あとは飛び地のところは、小さい田畑なので、太陽光をすることはないと思っている。 申請書の中で、農作業に従事する者として、申請者、奥さん。年間従事日数として、それぞれ150日100日となっております。
委員	譲渡人の農地は、ほとんど全筆くらい？
事務局	農地は基本的には全筆です。
委員	譲渡人が持っても草だらけになる。
事務局	中山間に入っている農地もあり、耕作をできる状態、年に何回か草刈りをしてもらう。圃場整備もしていますし、農林課として、お願いをする。
委員	太陽光になったら困るな。
事務局	申請書は書士から来ていますので、いろいろお話しはしています。中山間で農業を続けていただきたいということもお願いしている。実際に、遊ばすことはもったいないと思っているはずです。
議長(会長)	ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。 次に、議案第2号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議

事務局	<p>題と致します。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 2 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 5 番、赤水の 5 筆、高畑の 1 筆、地目・面積は畑・2,995 m²でございます。赤水是閉校となった小学校前の町道を通り、集落の最後あたりの山側になります。高畑は中浦へ行く県道の高畑に入ってすぐのところを左折し、町道に入り約 100m 行った左手の山側になります。</p> <p>対象地の調査年月日は令和 3 年 9 月 21 日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、いずれの対象地も農地パトロールの調査結果通り、山林・原野化しております。いずれの対象地も雑木や竹が生えており、農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われまます。また、周囲につきましても、対象地同様に山林・原野化しております。以上 1 件でございます。ご審議のほどよろしくようお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 3 号、農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 3 号、農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 115 番は再設定で、御荘平山の 3 筆、地目・面積は畑・3,266 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 3 年でございます。</p>

	<p>受付番号 116 番は再設定で、御荘平城の 3 筆、地目・面積は田・3,072 m²、賃貸借で生産物は水稻・野菜、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 117 番は新規で、広見の 7 筆、地目・面積は田・4,247 m²、賃貸借で生産物は水稻・野菜、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 118 番は新規で、緑乙の 10 筆、地目・面積は田・12,853 m²の内 11,398 m²、畑・31,874 m²の内 22,135 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 1 年でございます。</p> <p>受付番号 119 番は再設定で、御荘長月の 4 筆、地目・面積は田・4,558 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>以上 5 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がおわりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p>
議長(会長)	<p>以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。</p>

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議

長

河野 仁

議事録署名人

太田 憲男

議事録署名人

山口 深